

新潟県森林研究所本館冷暖房等空調機器並びにきのご実験棟・実証検定棟及びクリーンルーム空調設備機器保守点検業務委託契約書

委託者 新潟県森林研究所（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、標記業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務の名称 新潟県森林研究所本館冷暖房等空調機器並びにきのご実験棟・実証検定棟及びクリーンルーム空調設備機器保守点検業務委託
- （2）業務の内容 別紙空調設備保守点検業務委託仕様書のとおり。
- （3）実施場所 新潟県村上市鶴渡路2249-5

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、¥ 円
（うち消費税額及び地方消費税額¥ 円）とする。

（契約保証金の納付及び返還等）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。
- 5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 6 第12条又は第13条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 甲及び乙は、本契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約業務の再委託）

第6条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（保守点検報告書の提出）

第7条 乙は保守点検等の作業が完了した都度、遅滞なく保守点検等に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。なお、きのこ実験棟・実証検定棟及びクリーンルーム空調設備保守点検業務については、下記事項についても併せて報告するものとする。

- ①機器の分解手入れ
- ②部品更新の要否
- ③その他、保全上特に必要とする事項

（委託料の支払方法）

第8条 乙は、前条の報告書を甲に提出し、第1条第2号の全ての業務について甲の検査合格の後、それに対する委託料を甲に請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（保守点検の結果、必要となった修理器材費の支払い）

第9条 甲の事前承認を受けて使用した第3条以外の修理器材費について、乙は甲に請求することができる。

（業務の遂行）

第10条 乙は、業務を行うにあたり、事前に作業の実施時期等について甲と調整し、その承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめ書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

（契約の解除）

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 甲の委託方針が変更されたとき。

(3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第13条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたととき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

- 第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（契約の変更）

- 第15条 この契約の期間内において、第1条記載の契約対象物件に種類、数量の変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ委託料金を改訂する。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ、決定する。

この契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するも。

令和 8 年 4 月 1 日

委託者 (甲) 新潟県村上市鵜渡路 2 2 4 9 - 5
新潟県森林研究所長 印

住所
受託者 (乙) 氏名 印